

# 1. 定款（案）

## 第1章 総則

### （名称）

第1条 この法人は公益社団法人日本精神神経学会と称し、英語では The Japanese Society of Psychiatry and Neurology（略して「JSPN」）と表示する。

### （事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区におく。

### （目的）

第3条 この法人は、精神医学と神経学の研究を進め、会員相互間の研修を深めもってわが国における精神医学、神経学、精神医療の発展に寄与することを目的とする。

### （事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術総会の開催
- (2) 機関誌及び学術図書の刊行
- (3) 専門医制度の運営
- (4) 調査・研究事業
- (5) 教育・研修事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする

### （事業年度）

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月

1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会員

### （会員と社員）

第6条 この法人の目的に賛同し入会した精神科医、精神保健従事者、医療従事者、当事者、当事者の支援者、精神医療・精神医学に関する活動を行うものを会員とする。

2 この法人の社員は、概ね会員100人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める）。

3 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、4年に1度、原則として2月に実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をして

いる場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。

10 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員

総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

12 会員は代議員総会を傍聴することができる。また、代議員総会の承認をえて、発言できる。

（入会）

第 7 条

会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、代議員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（経費の負担）

第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年決められた時まで、会員は、代議員総会において別に定める会費を支払う義

務を負う。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、代議員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、代議員総会の1週間前までに、理由を付して除名を諮る旨を通知し、代議員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 総代議員の同意があったとき
- (4) 2年以上、会費を滞納したとき

(5) 代議員が会員資格を喪失した場合は、代議員資格も、喪失することとする

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第12条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する（会員としての）権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 代議員総会

（構成）

第13条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

（種類）

第14条 この法人の代議員総会を、定時代議員総会及び臨時代議員総会の2種とする

（権限）

第15条 代議員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員となる資格ならびに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任または解任

- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 賃借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の代議員総会においては、第17条第3項の書面に記載した代議員総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

（開催）

第16条 定時代議員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時代議員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- (3) 前項の請求をした代議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、代議員総会を招集することができる。
  - 一 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
  - 二 請求があった日から6週間以内の日を代議員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

（招集）

第17条 代議員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時代議員総会を招集しなければならない。

3 代議員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、代議員総会に出席しない代議員が書面（又は電磁的方法）により議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

（議長及び副議長）

第18条 代議員総会の議長及び副議長は、当該代議員総会において代議員の中から選出する。

（定足数）

第19条 代議員総会は、総代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（議決）

第20条 代議員総会の議事は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、代議員として表決に加わることはできない。

（書面表決等）

第 21 条 やむを得ない理由のため代議員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

3 理事又は代議員が、代議員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員総会の議決があったものとみなす。

（報告の省略）

第 22 条 理事が代議員の全員に対し、代議員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を代議員総会に報告することを要しないことについて、代議員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の代議員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第 23 条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名する。

（代議員総会規則）

第 24 条 代議員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、代議員総会において定める代議員総

会規則による。

#### 第4章 役員

（種類及び定数）

第25条 この法人には、次の役員を置く。  
理事 15名以上20名以内

監事 1名以上2名以内

2 理事の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の理事を選挙することができる。

補欠の理事の任期は、任期の満了前に退任した理事の任期の満了する時までとする。

3 補欠の理事を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の理事である旨

(2) 同一の理事（2人以上の理事の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の理事）につき2人以上の補欠の理事を選任するときは、当該補欠の理事相互間の優先順位

4 第3項の補欠の理事の選任に係わる決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第1項の代議員選挙終了の時までとする。

5 理事のうち、1名を理事長とし、2名以上4名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

6 第5項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

（役員を選任）

第 26 条 理事は、代議員の中から、監事は、会員の中から、代議員総会において選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会において選定する。同数の場合は抽選による。
- 3 理事会は、その決議によって、業務執行理事の中から副理事長1名以上3名以内、財務担当理事1名を選定する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他（法令で定める）特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定めるものである理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

- 第27条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
  - 4 財務担当理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
  - 5 理事長、副理事長、財務担当理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に

報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
  - (3) 代議員総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを代議員総会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が代議員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を代議員総会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員の任期）

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

（役員の解任）

第 30 条 役員は、いつでも代議員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行われなければならない。

（報酬等）

第 31 条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 4 章 理事会

（構成）

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 代議員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長、財務担当理事の選任及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定められる体制）の整備

（種類及び開催）

第 34 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする

2 通常理事会は、毎事業年度 4 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第28条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（招集）

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第37条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる

2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

（決議の省略）

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び出席した監事は、前項の議事録に署名する。

（理事会規則）

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、代議員総

会において定める理事会規則による。

## 第5章 財産及び会計

### （財産の管理・運用）

第43条 この法人の財産の管理・運用は、理事長及び財務担当理事が行うものとし、その方法は、代議員総会の議決により別に定める基本財産管理規程、特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規程によるものとする。

### （事業計画及び収支予算）

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経る。その後、直近の代議員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### （事業報告及び決算）

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時代議員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

### (6) 財産目録

2 前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

3 決算書類等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 この法人は、第1項の代議員総会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け）

第46条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、代議員総会において総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

### （会計原則）

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第6章 定款の変更、合併及び解散等

### （定款の変更）

第48条 この定款は、第52条の規定を除き、代議員総会において、総代議員の半数以上であって、代議員の議決権の3分の2以上の議決により、変更することができる。

### （合併等）

#### 第49条

この法人は、代議員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

### （解散）

第50条 この法人は、代議員総会の議決その他法令で定められた事由により解散することができる。

### （公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、代議員総会において代議員現在数の3分の2以上の議決を経て、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法

人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### （残余財産の帰属）

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会において、代議員現在数の3分の2以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 委員会

### （委員会）

第53条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第9章 事務局

### （設置等）

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事

項は、理事長が、理事会の議決により、別に定める。

## 第 10 章 個人情報の保護

（個人情報の保護）

第 55 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期す。

第 56 条 個人情報の保護に関する必要な事項は、代議員総会の議決により別に定める。

（公告）

第 57 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第 11 章 補則

（委任）

第 58 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 付則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例

民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は武田雅俊、業務執行理事は神庭重信、細田眞司、松田ひろしとする。

4 この定款の施行後この法人の最初の代議員は第 6 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。